

開会 11時08分

○議会事務局天野篤史

皆さんお揃いになりましたので今から一般会計予算決算特別委員会を始めたいと思います。互礼をもって始めますので皆さんご起立ください。相互に礼。お願いします。ご着席ください。本日の配布資料ですが議会フォルダーの令和 3 年。一般会計予算決算特別委員会 R3.9.29 のフォルダの中に入っていますのでご確認ください。では委員長あいさつをお願いいたします。

○11 番赤堀博委員長

はい。本会議の間令和 3 年度の一般会計補正 6 号をご審議いただきますのでよろしくをお願いします。

○議会事務局天野篤史

ありがとうございますそれではこれより先の進行につきましては、委員長お願いします。

○11 番赤堀博委員長

ただいまの出席委員数は 17 人です。菊川市議会委員会条例第 16 条の規定により、定足数に達しておりますので、一般会計予算決算特別委員会を開会いたします。

これより議事に入ります。本委員会に付託されました議案第 54 号、令和 3 年度菊川市一般会計補正予算第 6 号についてを議題とします。ただいまから、皆さんにご審査をいただき、自由討議、採決により特別委員会としての結論を本日中に出したいと思えます。会議時間短縮のため議事進行に御協力を願います。

これより質疑を行います。部ごと順番に質疑をお受けいたします。質疑答弁に当たっては、必ず事前に挙手をし指名を受けてから発言するようお願いします。質疑の事前通知を提出している委員についても質疑時間の中で、改めて質疑をするようお願いします。発言する際には必ず冒頭で番号役職名等を述べるようお願いします。限られた時間を有効に活用するため、委員個人の意見については、後に予定しております自由討議に述べていただき、ここでは簡潔明瞭な質疑答弁にご協力をお願いいたします。

それでは初めに、教育文化部の審査を行います。岡本教育文化部長所管する課名等を述べてください。はい。岡本教育文化部長。

○岡本教育文化部長

教育文化部です。よろしくをお願いします。該当します課は学校教育課、教育総務課でございます。よろしくをお願いいたします。

○11 番赤堀博委員長

それでは、事前質疑 10 番西下委員。

○10 番西下敦基委員

はい。10 番西下です。10 款 1 項 2 目の事務局総務費（学校教育課）のところで

説明資料タブレットで8ページになります。ちょっとこの中にWebカメラ等ということであって、このWebカメラ何台分なのか、あと備品として何がこちら計上されているのかお伺いします。

○11番赤堀博委員長

はい。学校教育課長。

○赤堀学校教育課長

はい、学校教育課長です。よろしく願いいたします。ウェブカメラにつきましては55台。そしてその他ですけれども、ヘッドセット55台。iPadホルダースタンド55体を購入する計画で、今います。よろしく願いいたします。

○11番赤堀博委員長

はい。西下委員。

○10番西下敦基委員

はい。10番西下です。55台というのは全クラス分1台一つ1クラスに一つぐらいの感じになる先生の分なのか、そこらへんどうでしょうか。

○11番赤堀博委員長

はい。赤堀学校教育課長。

○赤堀学校教育課長

こちらにつきましては、菊川市内の小中学校が12校ありまして、その全学級の三分の一というところで計算をしております。それで55台ということになります。

○11番赤堀博委員長

よろしいですか。じゃあ、4番渥美委員。

○4番渥美嘉樹委員

4番渥美です。タブレットのページで言うと9ページ、10ページになります。小学校管理総務費について①モバイルルーターの台数は足りるのか、またコロナが落ち着いてきていると感じるが、使用した分だけ費用を支払うという契約なのか、②学級閉鎖してないときも、モバイルルーターを貸し出すということか。10月から通信運搬費が計上されているが、どういった契約内容になっているか伺います。

○11番赤堀博委員長

はい。八木教育総務課長。

○八木教育総務課長

教育総務課長です。まず、最初に数は足りるかについてですが、今回の補正を計上しているモバイルルーターは学級学年閉鎖や、一つの学校が休校となったときにオンライン授業等を実施するにあたり、Wi-Fi環境が整っていない家庭に貸し出すことを目的としています。このため、一つの学校が休校となった場合の必要台数は最大でも15台。学年閉鎖でも最大5台となっておりますので、今回、20台というところで十分足りると考えております。

次に、コロナが落ち着いてきていると感じるが、使用した分だけ費用を支払うという契約なのかについてですが、現在、新型コロナウイルス感染症の陽性者数は減少しておりますが、感染力の強い新たな変異株発生の可能性や第6波について

ても、いつ来るか分からない状況でありますので、学級閉鎖などにより、子どもたちの学びを止めないためにも必要なものであると考えています。契約内容につきましては、使用した通信の量により支払うものではなく、1ヶ月あたり20ギガを上限とした契約で、1台あたり税込1,104円となっております。

次に、学級閉鎖していないときも貸し出すのかについてですが、学級閉鎖などになったときのオンライン授業等を実施するにあたり、Wi-Fi環境が整っていない家庭に貸し出すことが基本となりますが、学級閉鎖等で貸し出しをして学級閉鎖等がなく貸し出しをしていない、または貸し出しをしているが、台数に余裕がある場合、こちらにつきましては、各学校でオンライン授業などを行うための通信テストですね。こちらのように貸し出しを予定しております。以上となります。

○11番赤堀博委員長

再質問ありますか。はい。4番渥美委員。

○4番渥美嘉樹委員

4番渥美です。2点再質問なんです。モバイルルーター学級閉鎖してないときもテストで貸し出すということあったんですけども。もし可能であれば家庭にそういったWi-Fi環境がない子がいるということなので通常時も貸し出ししてすることができたら理想ではないかなと思うんですけど。

ただ交付金の性質とかもあると思うんで。あると思うんですけどもし可能であれば、そういったことができればと思うんですが、方針というか、そういったものを伺いたいということと、もう一点10月から通信運搬費が計上されてるんですが、9月以前の通信運搬費が計上されてないので、そこら辺の契約が10月スタートなのか。そういったところがちょっとわかんなかったの、それももう1回改めて伺います。以上です。

○11番赤堀博委員長

はい。2点お願いします。はい。八木教育総務課長。

○八木教育総務課長

教育総務課長です。まず一点目のWi-Fi環境のない子に通常時の貸し出しなんですけれども、今回の補正に関しましては学級閉鎖等の時のっていうことになりますけれども、実際これで今3月末までの通信運搬費を計上させていただいております。

4月以降に関しましては、ちょっとこれは学校教育課の方になるんですけども。家庭で学習をすると宿題とかそういうものをiPadを持って帰って家でやるっていうことを学校教育課の方で進めていますので、その方が進んでくれば、4月以降、そういう形でWi-Fi環境がない家庭用に貸し出しをする形を考えております。

2点目ですけれども、9月以前はどうなっていたかということなんですけれども。一応、予算の方の流用ですね。そちらをさせていただいて9月中旬ぐらいにはWi-Fiをモバイルルーターを使えるような形にはなっています。9月中旬にちょっと遅くはなってしまったんですがやはり、コロナの陽性者数増えたということで急

遽を流用で対応という形にさせていただいております。以上です。はい。よろしいですか。

○11 番赤堀博委員長

事前質疑は終わりましたが、他に教育文化部に対する質疑ございますか。はい。それでは教育文化部の審査を終了いたします。お疲れ様でした。よろしいですか。はいそれでは続いて総務部の審査を行います。大石総務部長所管する課名等述べてください。

○大石総務部長  
委員長。

○11 番赤堀博委員長

はい、大石総務部長

○大石総務部長

はい。総務部長です。よろしくお願ひいたします。総務部の所管する補正第 6 号に係る課は地域支援課となりますよろしくお願ひいたします。以上です。

○11 番赤堀博委員長

事前質疑はございませんが、何か質疑ありますか。いいですか。はい。質疑なし。総務部お疲れ様でした。終わります。それでは続いて、企画財政部の審査を行います。佐藤企画財政部長所管する課名等を述べてください。

○佐藤企画財政部長

はい委員長。

○11 番赤堀博委員長

はい。佐藤企画財政部長。

○佐藤企画財政部長

企画財政部でございます。お願ひします。補正第 6 号につきましては財政課と企画政策課でございます。お願ひします。

○11 番赤堀博委員長

はいそれでは、事前質疑小林委員お願ひします。

○7 番小林博文委員

7 番です。3 名から 3 問ほど出ていますがまとめて私の方で質疑させていただきます。2 款 1 項 1 目庁内情報システム運用費予算書 7 ページ。タブレット 9 ページ。説明資料では 1 ページ、タブレットでは 3 ページです。

一つ目、テレワーク実証実験等専用端末の購入とありますが、どのような機器を購入し、どのような実証実験を行う予定か。また、実証後の端末機器の活用法は。

テレワークを推進するにあたり、どのような業務や職員で推進していく予定なのか。事前の PC などでの一般的な会議ソフトでは対応できない理由は。

3 つ目としまして、テレワーク専用端末と具体的に何か。調達方法はどのようなものか。以上 3 点です。

○11 番赤堀博委員長

はい。勝浦企画政策課長。

○勝浦企画政策課長

はい。企画政策課長です。テレワーク実証実験用端末の購入はどのような機器か。どのような実証実験を行うのか、また試験後の端末機器の活用方法でございます。

この実証実験は J-LIS といいます国の外郭団体であります地方公共団体情報システム機構が実施します自治体テレワーク推奨実証実験事業というものがございまして、これに参加しテレワークに取り組むものでございます。市の中で言いますと、すでに今取り組んでいるので実証実験ではありませんが、国でやってる国の外郭団体になってるところの名称をとっております。

それに現状 9 台といいますか 9 セットのパソコンでテレワークを実施しておりますが、今後の感染拡大防止などに対応するために台数を増やす環境整備ということで考えております。

機器等につきましては、通常管理職が使用しているパソコンと同等のものを考えております。テレワークを実施する場合に、情報漏えいあるいはセキュリティの確保が重要になってまいります。

今回やっております方式としますと、職員の自宅などインターネット環境がある場所から市のネットワークへ接続いたしますが、J-LIS のサーバーが中間に介在しているためセキュリティが確保されている状態となっております。

テレワーク先のパソコンから市役所にあるパソコンを介して遠隔によりまして、市役所内のサーバー内にアクセスが可能となります。テレワーク先のパソコンと市役所にありますパソコンを ID で紐づけをして一対のシステムとして利用いたします。

通常私どもの業務はこのパソコンの中にデータを置くのではなくて共有サーバーのところにデータを置いておりますので、業務するには、僕もそのサーバーに行って必要な情報を見るし、他の職員も見るということがありますので、そのサーバーへアクセスするというのが一つの条件が出てきます。

実験後の端末につきましては、現在無料でこの実証実験が実施されておりますけれども実証実験終了後も J-LIS が有償でこの制度を継続すると聞いておりますので、こういった制度などを利用してのテレワークあるいは、Web 会議なんかも非常にふえていますので、そういったところの端末として利用をしております。

テレワークを推進するにあたり、どのような業務や職員で推進してきたのか。自前のパソコンなどで対応ができないのかというご質問でございますけれども。

テレワーク勤務制度につきましては総務課でルールを定めまして、令和 3 年 3 月から試行として実施しております。業務勤務の業務例としましては、予算編成や予算確認。条例や規則などの例規や計画。マニュアルなどの整備。政策立案病院の企画など内部的な事務がその中では示されております。従いまして住民情報を扱うような基幹系と言われるネットワークのところの業務はできないということになっております。

対象の職員でございますけれども、医療職を除く正職員ということですが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための緊急事態宣言下におきましては会計

年度任用職員も対象としています。

個人所有のパソコンの活用ということでございますけれども、先ほど少し申し上げましたが、テレワークをやっている先のパソコンと市役所にあるパソコンをIDで紐付けしなければならないので個人のパソコンも使うようになりますとそこにソフトウェアのインストールであるとか、IDの設定が必要になりますので、現在個人所有のパソコンを活用してのテレワークは実施しておりません。

それからテレワーク専用端末は何か調達方法でございますけれども、テレワーク専用端末とは先ほど来の説明と少しかぶりますけれども通常私どもが業務で使用するパソコンではなくて貸し出し用の家に持って帰ってやるときの貸し出し用あるいは市役所側で遠隔で動作をするパソコンとなります。調達方法につきましては入札によりまして、納入業者の選定を予定しているところであります。以上でございます。

○11 番赤堀博委員長

はい、説明終わりました。再質問ありますか。はい。10番西下委員。

○10 番西下敦基委員

はい。10番西下です。テレワークで家で仕事をされるというどれくらいの仕事をしたのかというそこら辺のことはどうやって判断をしているのかお伺いします。

○勝浦企画政策課長

委員長。

○11 番赤堀博委員長

勝浦企画政策課長。

○勝浦企画政策課長

企画政策課長です。これもルールの中で出退勤をちゃんとする。あるいは勤務の途中で出退勤の打刻をまずする。家で遠隔操作で出退勤システムに入りますので、それをやる。それから、テレワークの勤務状況について必要に応じて所属長等から連絡があった場合には報告をするというようなことで、まずは、時間的な管理は出退勤管理をやっていくということでありまして。あと所属長が確認をするというのはことでもルールづけがされております。以上です。

すいません。申し訳ございません。テレワーク勤務終了後に所属長に業務報告を行うというのも一つのルールとしてございますので、その方法はテレワーク勤務で作成した成果物を目視で所属長が確認をするということが原則となっております。以上です。

○11 番赤堀博委員長

はい。10番西下委員。

○10 番西下敦基委員

はい。10番西下です。コロナということには一応台数を整備していくということだと思っておりますけど、やっぱり今まで介護とか子育てとかしてる方とかまで十分配慮が必要だと思いますのでそういったものもまた進めていただければと思います。意見です。

○11 番赤堀博委員長

はい。7 番小林委員。

○7 番小林博文委員

7 番です。ちょっとテレビで見たんですが、L G W A Nの方に入り込めないってところを今の庁舎のパソコン介して、言い方悪いですがハッキングのような状態を使ってやるってということっていうの見てたんですが。ここでは今言った、庁舎内のサーバーにアクセスする必要がある場合にはシステムが必要っていうのはわかりました。

もう一点ではですねこの辺のデータを必要としないW e bでの会議のようなものですね。もっと柔軟に対応できる部分については他の質問にもありました、従来型の会議システムなんかも活用してですね。幅広くW e b何かテレワーク化を進めるっていうところではそういう考え方として、専用端末機器だけではなくてですね単純にそういう形での庁舎内でテレワークをすすめるような会議というのは考えているんでしょうか。その辺も1点だけお伺いします。

○勝浦企画政策課長

はい委員長。

○11 番赤堀博委員長

勝浦企画政策課長。

○勝浦企画政策課長

企画政策課長です。テレワークをやる場所とすると例えば私は本庁の近くの例えば支所でやるということも認められておりますし、また端末があれば、庁内W i - F iの機能がありますので、これをもって東館ですることでもありますのでそういったように、例えば今回のコロナ感染時がなるべく職員のミスも減らそうということで分散をしてやりましようとか、そういったこともありましたので、そういったところにはもともと使ってるということは可能でございます。

○11 番赤堀博委員長

よろしいですか。渥美委員はいいですか。はい。それでは他に企画財政部に対する質問ございますか。はい。それでは、企画財政部の審査を終了します。お疲れさまでした。はいそれでは続きまして建設経済部の審査を行います。橋爪建設経済部長所管する課名等述べてください。

○橋爪建設経済部長

委員長。

○11 番赤堀博委員長

はい。橋爪建設経済部長。

○橋爪建設経済部長

建設経済部長でございます。6号補正に係る内の部は商工観光課、農林課になります。よろしく申し上げます。

○11 番赤堀博委員長

それでは事前質疑一番上の松本委員お願いできますか。

○17 番松本正幸委員

17 番です。新型コロナウイルス感染症対策支援事業費の中で質疑をさせていた

できます。

まず初めに、感染拡大に取り組む事業者を支援する商工会に対しての補助金がありますけれども、これが 1,811 万 1,000 円ありますけれども、この算出根拠また新たな緊急応援給付金支援は。小規模企業者の要件緩和。それから、緊急応援給付金が拡充されたものがあるかどうか。その理由も伺います。

2 点目、小規模事業者応援給付金は 2,750 万円の算出根拠は。なお小規模事業者に対しコロナ禍での支援などに関する対応について意見交換を行っているのか。行っていればその内容を伺います。

三つの新事業の内容の説明。実施期間、対象事業者一件当たり支給補助額などを伺います。被ってるものがあるかと思えますけれどもお願いします。

4 点目ホームページ EC サイト等構築強化支援事業費補助金の具体的な内容と国の IT 導入補助金との違いは何か。ホームページ・EC サイトをただ作るだけでは意味なくて、プラス  $\alpha$  が必要と考えるが市としての戦略をうかがう。感染症拡大防止対策事業費補助金の具体的な内容とふじのくに安全安心認証制度促進事業補助金等の違いは何か。小規模事業者は事業者応援給付金の具体的に内容は何か。重複してる部分が結構あると思えますけれどもお願いいたします。

○11 番赤堀博委員長

はい。答弁を求めます。

○鈴木商工観光課長

はい、委員長。

○11 番赤堀博委員長

鈴木商工観光課長。

○鈴木商工観光課長

はい。商工観光課長でございます。それでは順にご説明の方させていただきたいと思えます。まず最初の松本議員のご質問についてですが、本補助金のまず内容についてご説明をさせていただきますと、二つの事業と商工会の事務費を含んでおります。

まず事業の一つ目でございますが、新型コロナウイルス感染症対策衛生用品等の購入補助です。衛生用品補助の対象者は市内に事業所を有する個人事業主または中小企業者でふじのくに安全安心認証補助制度の対象者は、本補助制度から除外をしております。補助対象経費は令和 3 年 8 月 18 日以降に支出をいたしました感染症拡大防止に必要となる設備および衛生用品の導入購入に係る経費です。補助率は、対象経費の 2 分の 1 で事業所の規模ごとに応じて補助上限額を設定したいというふうに考えております。

二つ目の事業が PCR 検査および抗原検査キットの購入に係る経費の補助でございます。PCR 検査等の補助対象者は市内に事業所を有する民間事業者で事業を継続するために、PCR の検査や検査キットの購入等を負担した事業所です。補助対象経費は、令和 3 年 8 月 18 日以降に支出した感染症拡大防止に必要となる PCR 検査および抗原検査に係る費用でございます。こちらの補助率は対象経費の 10 分の 10 で補助。本事業も、事業所の規模に応じて補助上限を設定したいと

考えております。

それぞれの事業の算出根拠につきましては、まず、衛生用品等の補助金におきましては、事業所の従業員数で、算出の方をさせていただきましたが、従業員が 1 人から 19 人の事業所には上限 3 万円で 100 事業所。従業員が 20 人から 49 人の事業者には上限 5 万円で 40 事業所。従業員が 50 人以上の事業所には上限 10 万円で、10 事業所への支給を想定し合計で 600 万円を計上しております。

また、PCR 検査および抗原検査に係る経費の補助金につきましても同様に、従業員数に基づきまして、1 人から 19 人の事業所には上限 5 万円。従業員が 20 人から 49 人の事業所には上限 10 万円。従業員が 50 人以上の事業所には上限 20 万円で 180 事業所への支給を予定をしており、合計で 1091 万 5000 円を計上しております。

なお、商工会の事務負担金につきましては、人件費事業者の補助金の振り込み手数料、チラシ印刷費等で 119 万 6000 円を計上しております。これらを合計いたしますと 1811 万 1000 円となります。

次に、今回の小規模企業者応援給付につきましては、要件が前回と同様でございますが、支給額を前回の常時使用する従業員がいる小規模企業者に 10 万円だったものを 15 万円に。従業員のいない小規模企業者に 5 万円だったものを 10 万円に増額をしております。

増額の理由といたしましては、長引く新型コロナウイルス感染症により影響が続いておりますが、蔓延防止等重点措置および緊急事態措置という、これまでよりさらに厳しい環境となったことから、前回よりそれぞれ 5 万円上乗せをさせていただきました。

上乗せをした 5 万円の根拠でございますが、今回配分された新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の額や近隣市の状況を見て総合的に判断をいたしました。以上が、松本議員からいただいたご質問へのお答えでございます。

次に、小林議員からいただきました二つ目のご質問についてですが、小規模企業者応援給付金 2750 万円の算出根拠と小規模企業者に対してコロナ禍でどう支援に関する対応について意見交換を行っているか。行っていればその内容はどうのことでございますが、まず給付金の算出根拠ですが令和 3 年度に実施をいたしました。市内の飲食店事業継続支援緊急応援給付金こちらが 117 件申請がございました。小規模企業者応援給付金につきましては 93 件の合計申請件数 210 件ございました。

この実績に基づきまして、同程度の申請を見込み、200 件で算出をしております。令和 2 年度に実施いたしました小規模企業者応援給付金の申請内容を見ますと四分の三の事業所が従業員があり、4 分の 1 の事業所が従業員がなしでございましたので、今回算出した 200 件につきましても同じ割合で四分の三の 150 件を 15 万円。4 分の 1 の 50 件を 10 万円で算出をいたしました。

なお支援に関する意見交換につきましては、PCR の状況については数社に状況を確認をさせていただきました。それ以外につきましては、商工会や観光協会、これらの経済団体と情報交換を行った中で情報収集をしておるところでございます。

す。

次に、西下議員からちょうだいいたしました三つの事業の内容の説明、実施期間、対象事業者、一件当たりの支給補助額などをお願いするついでにご質問についてでございますが、まず、ホームページ、ECサイト等構築強化支援補助事業の補助金についてですが、こちらの実施期間は令和3年10月1日から令和4年2月10日予定をしております。補助対象の事業者は地域産品等を自社商品として販売する中小企業者や個人事業主です。

補助対象経費は、地域産品等の販売促進活動に要するホームページやECサイトの構築改修にかかる経費やそれら製品のPR画像動画等を作成に係る経費で一件当たりの補助額は補助率が十分の10、上限額が10万円でございます。

次に、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策事業補助金についてですが、本事業は、商工会が実施する事業への補助でありますので、詳細につきましては今後商工会さんと詰めてまいります。補助対象期間は、まん延防止と重点措置が適用となった令和3年8月18日から、令和3年12月31日を予定をしております。

対象事業者につきましては、先ほども申し上げました通りでございますが、市内に事業所を有する中小企業および個人事業主様で、衛生用品等の購入補助につきましては、静岡県ふじのくに安全安心認証制度の対象とならない事業者でございます。

こちらの補助対象経費は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための衛生用品の導入・購入に係る経費やPCR検査の経費でございます。一件当たりの補助額は衛生用品の方が補助率2分の1、PCR検査および抗原検査に係る補助金につきましては10分の10で、こちらにつきましては先ほど申し上げました通り、事業所の規模によって補助上限額を設定をしております。

三つ目の蔓延防止等を重点措置および緊急事態宣言措置に伴う小規模企業者応援給付金ですがこちらは令和3年10月4日から令和3年12月10日までを事業期間として予定をしております。対象者は市内に主たる事業所または事務所を有する小規模企業者で、8月または9月の売り上げが前年または前前年度同月比で30%以上減少していること。比較する前年又は前前年同月の売り上げが40万円以上であること等を支給要件としております。

支給額につきましては先ほど申し上げた通り15万円と10万円ということでございます。

続きまして渥美議員のホームページECサイト等強化補助金の具体的な内容と国のIT導入金との違いは。ホームページ・ECサイトをただ作るだけでは意味がなくプラスαで必要と考えるが市としての戦略は。

もう一点が感染症拡大防止対策事業費補助金の具体的な内容とふじのくに安全安心認証制度促進事業費補助金との違いは二つの質問についてでございますが、まず、ECサイト構築強化補助金と国のIT導入補助金との違いについてでございますが、国のIT導入補助金は、生産性の向上に資するソフトウェアの導入や感染リスクに繋がる対人接触機会を低減するためのソフトウェア導入、ハードウェアのレンタルなどが対象となっております。

これに対しまして、本制度につきましても、行動制限などにより影響を受けた地域産品を販売する事業者がホームページやECサイトの構築や改修、掲載するための画像制作に対する補助でございます。

本事業を活用するホームページやECサイトをまだ持っていない事業者には販路の拡大の意味があるというふうに考えております。また、すでにこういったサイトを展開している事業者におきましては、画像のリニューアル等を行うことで、売り上げの向上に活用していただきたいというふうに考えております。実施した事業者様には本市のふるさと納税の返礼品に、地域特産品を登録していただくように私どもから積極的に働きかけ、市の全体の活性化に繋がるように取り組んでまいります。

次に感染症拡大対策事業費補助金とふじのくに安全安心認証制度促進事業費補助金との違いについてですが、補助対象者と補助額に違いがございます。県の補助制度は飲食店および宿泊施設を対象としておりますが、本市の制度は、その対象とならない全業種を対象としております。

補助額が県の制度につきましても、飲食店については補助率10分の10で施設の面積ごとに補助額を定めており、また宿泊施設に対しては、機器の導入費用に10分の10で上限50万円。設備改修費には四分之三で、上限1000万円などがあります。

本市の補助制度につきましても、先ほど申し上げた通り、補助率2分の1で、従業員様、事業所の規模によって補助の上限額を設定する方向性で考えております。

渥美議員の三つ目の小規模企業者応援給付金の具体的な内容はということですが、先ほど松本議員のご説明を、回答させていただいたときに内容についてご説明させていただきましたので省略の方させていただきます。以上です。

○11番赤堀博委員長

はい、説明終わりました。再質疑ございますか。はい。7番小林委員。

○7番小林博文委員

7番です。私の2問目の方の中です。商工会の方で意見聴取ということだったと思うんですが、ちょっと具体的な内容というのがあればなかったりだったのであればお伺いしたいのと。

もう一点はですね、商工会に加入していればこの辺で事情を聞いたりとかできるんですが、もっと小さい個人でやってる方とか、そういう加入されていない方の少数意見というのはどういう形で把握しているのか、その辺また行き届いていると感じているか、この点についてお伺いいたします。

○11番赤堀博委員長

2点について。はい。鈴木商工観光課長。

○鈴木商工観光課長

商工観光課長でございます。商工会さんとの意見交換の内容ということですが、私どもで組み立てをしたときにですね、PCR検査の補助についてこういうふうに進めたいというようなお話を相談しながら意見を聞かせていただいたん

ですが、そのときに、やはり今、衛生用品の対策の方もまん延防止、緊急事態宣言になったところで、なかなか強化するには事業者さんの苦勞してるよっていうようなお話をいただいた中で、組み立てに反映の方させていただいて、衛生用品の方も事業に仕立ての方させていただいたという状況でございます。

確かに商工会様に加わっている事業者様の声の集約であると思いますが状況としてはどこの事業者様も同じような状況なのかなというふうに私ども考えております。個人的に会員でない方と個別にということは、お話をしておりますが、私ども、受付をしている中でいろんなお声を聞いてる中、そういったところでお話を伺う機会がございますので、そういったところも今回の事業の中には反映させていただいたというふうに考えております。以上です。

○11 番赤堀博委員長

はい。再質問小林委員。

○7 番小林博文委員

再質問の再質問中で行き届いていると感じますでしょうか。

○11 番赤堀博委員長

はい。鈴木商工観光課長。

○鈴木商工観光課長

商工観光課長でございます。はい。周知につきましては、これまで通りできることは全てへ行って行き届かせたいというふうに考えておりますので、私どもとしては最大限努力をさせていただいているというところでございます。以上です。

○11 番赤堀博委員長

はい。10 番西下委員。

○10 番西下敦基委員

10 番西下です。ホームページ・ECサイト等構築強化支援事業補助金について、これってというのはもし相談とか、これが出る出ないとか、相談ってというのは、こちらの役場の方で受けるのか商工会で受けてもらうのか。そこらへんはどういった設定になっているかお伺いします。

○11 番赤堀博委員長

はい。鈴木商工観光課長。

○鈴木商工観光課長

商工観光課長でございます。こちらの事業につきましては、事業主体を市にさせていただいておりますので、商工観光課の方で窓口対応をさせていただきます。

○11 番赤堀博委員長

はい。4 番。渥美委員。

○4 番渥美嘉樹委員

4 番渥美です。一点だけ質問なんですけど感染防止の事業補助金なんですけど。商工会が行う言ってたんですけども。商工会に加入してない企業がある中で、そういった人への配慮とかどういった感じになってるのかなってというのが伺えればと思うんですけどもお願いします。

○11 番赤堀博委員長

はい鈴木商工観光課長。

○鈴木商工観光課長

商工観光課長でございます。この事業、につきましては商工会員様だけではなく、全ての事業者様対象にしておりますので、私どもの方の周知といたしましては商工会員様だけではなく全ての事業者様に情報が届くように、周知の方はさせていただきますし商工会の方にも会員でない事業者様も申請に来るということはすでにお話をさせていただきましたので、そこでは対応も変えることはなくてですね窓口の方はやっていただけるかというふうに認識しております。以上です。

○11番赤堀博委員長

他にございますか。はい。17番、松本委員。

○17番松本正幸委員

17番です。まず一点目の方なんですけれども対象日っていうもの8月の11日っていうことをね説明があったんですけど、その理由とあとですね給付金支援の要件緩和と給付金の拡充っていうことで確認をさせてもらって、この前陳情が出てきましたが、運転代行の関係にそれに属するものっていうことになれば、おそらく10万円が15万、5万が10万とそれだけ拡充がされたような、形だと思うがそういうことで該当するような形になるんですよね。実質的には。

○11番赤堀博委員長

8月18日から9月12日までのやつですね。

○その他 8月18日です。

○17番松本正幸委員

そんなもんで僕おかしいと思った。ごめんなさい。それじゃいいです。わかりました。

○11番赤堀博委員長

はい。鈴木商工観光課長。

○鈴木商工観光課長

はい。商工観光課長でございます。代行の事業者様への別の支援を考えなかったかということでしょうか。今回のこの小規模企業者の事業所様への支援につきましては、業種を問わず対象とさせていただきますので、代行の事業者様も要件に合致すればですね、ご申請いただければ、支給の方はさせていただきます。前回よりも5万円金額の方を上げさせていただきましたので、こちらの方で対応させていただいたというふうにご理解いただければというふうに思います。以上です。

○11番赤堀博委員長

はい。ほかにございますか。よろしいですか。はい。それでは建設経済部次に農林課渥美さんやって、はい。4番。渥美委員

○4番渥美嘉樹委員

4番、渥美です。タブレットページで6ページ、新型コロナウイルス感染症対策事業費について①小規模企業者応援給付金200万円の算出根拠は。なお小規模事業者等に対し、コロナ禍での支援などに関する対応について意見交換を行って

るか行っていけばその内容を伺います。②応援給付金の支給条件などの制度の内容を伺います。③給付金の具体的内容を伺います。また予定対象事業者数と案内方法を伺います。

○成瀬農林課長

はい委員長。

○11番赤堀博委員長

はい。成瀬農林課長。

○成瀬農林課長

はい。農林課長でございます。今渥美委員代表してご質問いただきましてちょっと皆様からご質問いただいているものですから、答弁の内容が前後するかもしれませんがご了承ください。

先に商工観光課長が説明させていただきましたが、農林課で提案させていただいてお願いさせていただいております小規模企業者応援給付金については制度内容につきましては先に説明しました商工観光課の説明内容と同じものになります。ただ対象者が農林課については農業者を対象にしているという点でご説明をさせていただきます。

最初に支給条件などの制度内容についてでございますが、令和2年9月末時点におきまして、市内で事業を営んでおり今後も事業を継続する意思があること。

蔓延防止等重点措置および緊急事態措置の影響により令和3年8月または同年9月、今年の9月ですね。その売上高が前年または前前年同月の売上高と比較して30%以上減少していること。また前年または前前年度の売上高が40万円以上あること。

こういった内容を満たす小規模企業者を対象として、常時使用している従業員がいる小規模企業者には15万円。また常時使用する従業員がいない小規模企業者は10万円の給付金を一事業者について1回支給をするものでございます。

次に小規模企業者応援給付金200万円の算出根拠および予定対象事業者数についてのご質問ですが、メロンや、花卉これ花でございますが、メロンや花卉などの生産者が制度の対象になると見込みまして、給付額15万円の対象となる農業者を12件。12件で180万円。給付額10万円の対象となる農業者2件で20万円。合計で14件で、金額的に200万円を見込んでおるものでございます。

小規模企業者に対し、コロナ禍での支援などに関する対応について意見交換を行っているか。行っていけばその内容はというご質問でございますが。窓口や、当課で行いました各種会議、また用事があって電話連絡などで農業者の方とお話をする機会を用いまして、農業者の方、またJAさんから蔓延防止等重点措置および緊急事態措置が皆様の売り上げに影響しているかどうかと言ったような聞き取りさせていただくとともに、あわせて情報交換もさせていただきながら、また農業委員さんの方からは実際問題、作物、特にメロンなどの販売状況について掲載されておりました新聞記事もこういう状況だよと言った情報提供などもいただいております。

最後になりますが、案内方法につきましては、これまでの給付金と同じように、

市のホームページ、また菊川市でっております LINE、広報菊川のへの掲載の他 J Aさんを通じての J Aの組合員への周知を図ったり、また農業委員会での伝達。また農業振興会や担い手育成総合支援協議会などのっております協議会で、対象となる、また認定農業者への案内チラシなどの個人的な送付を考えて周知を図っていく予定であります。以上でございます。

○11 番赤堀博委員長

説明は終わりました。再質問ありますか。はい。7 番小林委員。

○7 番小林博文委員

7 番です。応援給付金の対象者の品目をメロンや花卉これ特化しているわけでしょうか。それともその以外でも対応できるのか、少ない方の 10 万円の給付金の想定が 2 件ってということなんですが、これは 2 件ってということで大丈夫という判断のもとにその辺を 2 点お聞きします。

○成瀬農林課長

はい委員長。

○11 番赤堀博委員長

はい成瀬農林課長。

○成瀬農林課長

農林課長でございます。やはり先ほどご答弁させていただきましたが、8 月 9 月何の作物が収穫されているか、これから私ども J Aさんとの連携を図りました。その中で、先ほどちょっとお話をしていたメロンと花卉それとの中でですね。あそこちらで見込んでおるのは一部お米の方も関係が出そうかと。それとトマトの方も一部そんな情報もございます。ですので合わせて 14 件っていう内訳で先ほど説明させていただきましたが、メロンの方で 12 件。花、トマトあと水稻そちらを含めて 2 件。といった今件数を見込んでおるところでございます。ただ 10 万円という方は個人さんでやられる方がこれまでの実績で 2 件の方がいらっしゃるんですから、それを踏まえて今 2 件ということで計上しているところでございます。以上です。

○11 番赤堀博委員長

はい。再質疑はよろしいですか。はい。ほかにございますか。はい。それでは建設経済部の審査を終了いたします。お疲れさまでした。執行部退席願います。はいそれでは、ただいまから議会基本条例、第 11 条の第 2 項の市長提出議案に関して審議し結論を出す場合、議員相互間の議論を尽くし、合意形成に努めるものとするとの規定に基づき委員間の自由討議を行います。ご意見のある委員は、挙手の上、発言をお願いします。ありませんか。はい。4 番渥美委員。

○4 番渥美嘉樹委員

4 番渥美委員です。じゃあ一点だけ自分の方でホームページ補助金についてつくるだけじゃなくて、プラス  $\alpha$  が必要なんじゃないかってことだったんですけども、市としてもふるさと納税と連携したりという話もあったのでぜひただ、補助金出して、作らせて終わりじゃなくて、市としても、戦略を持って一歩先へ戦略を持って他の事業についても取り組んでいていただきたいと思います。以上で

す。

○11 番赤堀博委員長

はい。ありがとうございます。他にございますか。はい。10 番西下委員。

○10 番西下敦基委員

はい。10 番西下です。ECサイト、ホームページ等構築の事業ですけど、これどれぐらいの需要が見込まれるのか、ちょっと見えないので、できればなるべく活用していただいて売上伸ばすような方向で一応、制度作ったから誰でもきてねじゃなくてやっぱり行政からやっぱしなかなかやっぱこういうのって手出しづらちょっとそういう事業者のところにもなるべく入って行って一応支援をしてあげるような感じのことも必要なのかなと思いました。以上です。

○11 番赤堀博委員長

はい。ありがとうございます。ほかにございますか。はい。それでは自由討議を終わります。それでは採決を行います。議案第 54 号令和 3 年度菊川市一般会計補正予算第 6 号は、原案のとおり可決すべきものと、することに賛成の方の挙手を求めます。はい。ありがとうございます。挙手全員よって、議案第 54 号は原案のとおり可決すべきものと決しました。ただいまの審査結果を本会議にて報告させていただきます。それでは、以上をもちまして一般会計予算決算特別委員会閉じます。倉部副委員長ご挨拶を。

○13 番倉部光世副委員長

はい皆様お疲れ様でした。まだ本会議の途中でございますので、引き続きよろしくをお願いします。

○議会事務局天野篤史

それでは互礼をもって終了しますので、皆さんご起立ください。相互に礼。ありがとうございました。

閉会 12時06分